

署名簿の作成

- 署名簿には、請求書（写し可）、請求代表者証明書（写し可）、署名収集委任状（原本）を綴り込まなければなりません。（図1参照）
- 署名簿、請求代表者証明書、署名収集委任状の様式は、地方自治法施行規則に定めがあります。（図2～4参照）
- 署名簿は分冊することができますが、各署名簿に上記書類等を添付する必要があります。
- 署名簿は、都道府県に関する請求は市町村ごと、指定都市に関する請求は区（又は総合区）ごとに作製しなければなりません。
- 署名簿は、署名収集者（請求代表者又は署名収集受任者）ごとに作成しなければなりません。
- 法令の定める所定の手続によらない署名簿を用いて署名を求めた者に対しては、罰則の適用があります。

図1 署名簿図

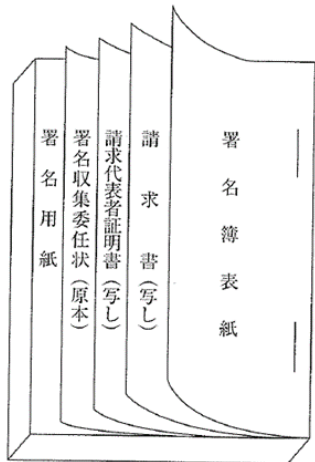


図2 署名簿様式

有効	無効	署名	番号	住所	氏名	生年	月日	住所	氏名	生年	月日	住所	氏名	生年	月日	住所	氏名	生年	月日

備考
 一 本署名簿を二冊以上作成したときは、各署名簿に通する一連番号を付さなければならない。
 二 条例制定（改廃）請求書（写）及び条例制定（改廃）請求代表者証明書（写）又は条例制定（改廃）請求署名収集委任状は、これを表紙の次につづり込むものとする。
 三 署名簿は、署名収集者（請求代表者又は請求代表者の委任を受けた者をいう。）ごとに作成するものとする。
 四 地方自治法施行令第95条の3の規定による附記は、当該署名簿が二冊以上あるときは、地方自治法施行令第95条の4の規定による記載は、一連番号の最後の署名簿の末尾にこれをしなければならぬ。

図3 請求代表者証明書様式

都（何道府県）（何郡）（市）（町）（村） 条例制定（改廃）請求代表者証明書様式（第九条例係）

都（何道府県）（何郡）（市）（町）（村） 条例制定（改廃）請求代表者証明書

住所 氏名 生年月日 性別

（住所）（氏）（生年月日）（性別）

右の者は都（何道府県）（何郡）（市）（町）（村） 条例制定（改廃）請求代表者であることを証明する。

令和何年何月何日

（都）（何道府県） 知事（何郡）（市）（町）（村）長 名印

備考 本証明書又はその写は都（何道府県）（何郡）（市）（町）（村） 条例制定（改廃）請求署名簿（と）につづり込むものとする。

図4 署名収集委任状様式

都（何道府県）（何郡）（市）（町）（村） 条例制定（改廃）請求署名収集委任状様式（第九条例係）

都（何道府県）（何郡）（市）（町）（村） 条例制定（改廃）請求署名収集委任状

住所 都（何道府県） 何郡（市） 何町（村） 大字何町（市） 何番地

氏名

生年月日 何年何月何日

性別 男女

右の者に對し、都（何道府県）（何郡）（市）（町）（村） 条例制定（改廃）請求署名簿に都（何道府県）（何郡）（市）（町）（村） 条例制定（改廃）の請求のための署名を求めることを委任する。

令和何年何月何日

都（何道府県）（何郡）（市）（町）（村） 条例制定（改廃）請求代表者

住所 氏名 生年月日 性別

（住所）（氏）（生年月日）（性別）

備考
 一 請求代表者が二人以上あるときは、そのうち一人以上の住所、氏名、生年月日及び性別を記載すること。
 二 氏名は自署（盲人が公職選挙法施行令別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）とする。